

## 『労働搾取の厚生理論序説』

吉原直毅

一橋大学経済研究所 現代経済研究部門

2008年1月

### 1. 今、なぜ労働搾取理論なのか？

#### 1.1. 現代における貧富の格差問題

「経済のグローバル化」と、労働市場を含むさまざまな産業分野での市場の規制緩和措置を背景として、成果賃金制度の導入や非正規労働比率の増大など、雇用環境も変わり、いわゆる人口の高齢化によっては説明しきれない所得格差の拡大化や、生活保護人員率の増大、またネットカフェ難民等に見られるようなワーキング・プア問題の発生など、「格差社会」化や、就労能力のない社会的弱者のみならず、就労者たちの貧困化問題をも指摘され、論じられるようになった。参入規制の撤廃等、適切な規制制度の改革は、各産業および日本経済全体の国際競争力を強化し、結果的に国民所得のより強力な増大への可能性を高めるものの、経済がより競争的な構造を強める結果、確かに1990年代長期停滞以前に比して、当初所得の格差が拡大する傾向を持つ様になったと言われる。その事は、当初所得のジニ係数が90年初頭以降、上昇している<sup>1</sup>事からも伺い知る事ができよう。<sup>2</sup>

例えば、2007年に内閣府が発行した『平成19年版 経済財政白書』(以下、『白書』(2007)と略称)においても、経済成長と所得不平等度の低下傾向の関係に関する「クズネッツの逆U字仮説」が、近年の主要先進諸国ではとりわけ1980年代以降のアングロ・サクソン諸国では顕著に当てはまらないケースが見られる、と指摘されている。すなわち、「クズネッツの逆U字仮説」が主張するような成長と格差に関する負の相関性ではなく、正の相関性が見出されている、と。このような傾向の背景として、『白書』(2007)は「格差の拡大にグローバル化とIT化が一定程度寄与」と言及している。新たな高度IT技術の導入等による技術革新は、そうした新しい技術を扱える熟練労働者への需要を増やす一方、代替される半熟練労働の需要を減らす事によって、それらの労働スキルの違いによる所得格差を強化する。また、経済のグローバル化については、例えば国内製造業が経済グローバル化による国際競争に晒されるに連れて、それらの産業における非熟練労働も、より低賃金な途上諸国との国際競争によって低賃金化する、等である。その顕著な現象は、2006年12月の厚生労働省の調査で、その比率が33.4%に達し、3分の1を超えたと言われている非

<sup>1</sup> 『白書』(2007), 第3-4-12図, p.238を参照の事。

<sup>2</sup> ジニ係数は所得不平等度を測定する指標の一つに過ぎず、しかも厚生経済学の議論においては、その指標は完全なものと理解されているわけではない。従って、ここでのジニ係数を使ったデータへの言及は、あくまで一つの目安という意味である事に注意すべきである。尚、ジニ係数の性質に関する理論的研究についてはSen(1997)を参照の事。

正期雇用労働の増大<sup>3</sup>である。

非正期雇用労働の増大が「格差社会」化や貧困化問題といかに重要に関係しているかについては、「ワーキング・プア」や「ネットカフェ難民」問題の実態について取材する、ここ近年で顕著に出版されているルポルタージュ等でも強調されている。<sup>4</sup>例えば、水島宏明の『ネットカフェ難民と貧困ニッポン』（以下、水島(2007)と略称)では、「ワーキング・プア」や「ネットカフェ難民」の典型として日雇い派遣労働者の生活実態について取材している。他方、計量社会学の分野でも、非正期雇用労働の増大と「格差社会」化との対応性についての実証研究がなされ始めている。例えば、佐藤嘉倫の研究[佐藤(2008)]がそれに当らう。従来の計量社会学の**社会階層論**では、職業や学歴という**階層**に関する世代間移動の有無やそのメカニズムに注目して、実証分析を行うが、その際に正規雇用を暗黙の前提としてきた事を、佐藤(2008)は指摘している。その上で、所得の格差と正規雇用・非正規雇用という従業上の格差との対応性に関する格差社会論の指摘に注目し、その指摘の妥当性を、SSM 調査データを用いて検証している。その結果、確かに格差社会論が指摘するように、職業階層よりも正規雇用 - 非正規雇用という従業上の地位の方が収入を強く規定するという結論を導き出している。<sup>5</sup>

近年の非正期雇用労働の増大の「真犯人」であると、水島(2007)などが指摘するのがいわゆる「労働ビックバン」、**派遣労働の規制緩和政策**である。そもそも戦前の日本社会では労働者派遣は頻繁に行われており、手配師と呼ばれる仲介業者が労働者を供給し、いわゆるピンハネ(中間搾取)が横行していた。炭鉱や工事現場などの飯場・タコ部屋等、劣悪な労働環境の中で過酷な強制労働が行われていたが、そうした劣悪労働の犠牲の押し付けが容易であったのも、犠牲の対象者に仲介業者によって派遣された労働者たちが多く含まれていた点が背景にあるだろう事は、小林多喜二に代表される、戦前のいわゆる「プロレタリア文学」に触れる事でも伺い知る事ができる。しかし戦後の 1947 年に制定された職業安定法では 44 条で「労働者供給事業の禁止」を定めている。当時の立法趣旨は、「労働者供給事業が中間搾取を行い、労働者に不当な圧力を加える例が少ない事に鑑み、労働の民主化の精神から全面的にこれを禁止しようとする」<sup>6</sup>とされていた。資本主義諸国と社会主義諸国とが対抗関係にあった、当時の東西冷戦体制の背景の下、資本主義諸国がケインズ主義的福祉国家システムへと再編されていた事が、「労働者供給事業の禁止」を法制化させる政治的要因としても存在するだろう。

しかし、技術革新の進展や経済のサービス化・ソフト化の動向の中で、1980 年代

<sup>3</sup> 非正期雇用労働比率の増大が労働コストを低減させるだろう事については、改めてここで説明をする必要は無いであろうが、興味のある読者は例えば、『白書』(2007)の 3 章 1 節を参照の事。

<sup>4</sup> 現代の貧困問題についての、専門研究者による解説本として、岩田(2007)も外せない。

<sup>5</sup> 他方、格差が近年になって拡大している、という格差社会論のもう一つの主要な主張の妥当性についても、佐藤(2008)は検証する。その結果、格差拡大に関する格差社会論の指摘は、SSM 調査データの分析を通じて見る限り、経験的に妥当しているとはいえない、という結論を導き出している。特に、経営者、正規雇用、自営と非正規雇用との格差が縮小している、という興味深い結論を導き出している。もちろん、佐藤(2008)も指摘するように、SSM 調査データが現代日本の階層状況や不平等をすべて捉えているわけではないだろうが、いわゆる「格差社会」論を改めて反省的に再考察する契機が与えられたと言えるだろう。

<sup>6</sup> 1947 年 8 月 15 日衆議院社会労働委員会における職業安定法案提案理由説明。

になると、一般の従業員では対応が難しい業務への労働需要が増大し、企業が自ら教育・管理するよりも外部に委ねた方が効率的に処理できる業務分野が増大した。そうした背景の下で、1985年に「労働者派遣法」が成立し、翌年から施行された。法の施行に当っては常用雇用の代替にならないよう、業務の専門性・雇用管理の特殊性を考慮し、適用対象業務を限定した。<sup>7</sup>しかし90年代以降の経済のIT化の進展とグローバル化による国際競争の激化は、労働力の非正規化への労働需要サイドにおけるニーズを一層、高めるようになり、そうした背景の下で、1996年に労働者派遣法が改正され、対象業種が26種に、さらに、1999年の改正では、製造、建設、警備、港湾運送、医療の一部を除いて原則自由化され、日雇い派遣の主な仕事である軽作業派遣も解禁された。また、2003年の改正では製造業への派遣も解禁され、さらに2007年からは製造業の派遣期間も、最長3年に延長可能にされた。<sup>8</sup>

以上のような動向を背景とする、当初所得の不平等化という傾向なのであるが、それは所得再分配制度の存在意義がより強くなったとも言えるわけであり、所得再分配制度をしかるべく有効に機能するように強化しなければ、当初所得の不平等化は再分配所得の不平等化に帰結していく。日本経済は特に、他のOECD諸国と比べて、従来は事前的所得の分配がフラットであり、他方で再分配機能は弱い特徴が指摘されていたから、今後は再分配制度の強化がより一層に重要であるかもしれない。しかしながら、他方で、ケインズ主義的福祉国家体制の再編成という動向がある。日本においても、2006年4月に施行された「障害者自立支援法」など自立的支援制度・運用の見直しが検討される一方、生活保護費の削減や老齢加算や母子加算の「就労支援」を条件とする3年段階的廃止など、福祉政策における「ワークフェア」(workfare)の導入という動向に、やはりケインズ主義的福祉国家体制の再編成の一環を見出す事が出来るかもしれない。この動向が、所得再分配機能に及ぼす効果については別個、詳細に検討する必要があるだろう。

## 1.2. 労働搾取概念に基づく市場経済の厚生的特徴分析

とは言え、本書では所得再分配機能に関する議論はこれ以上、立ち入って行わない。本書での主要な関心はむしろ、「市場経済においてなぜ、そして、いかにして格差の拡大や貧困化などの状況が生み出されるのか？」という問いに関連する。経済のIT化もグローバル化も、前者は技術革新による生産体系の効率性改善の効果が期待されるし、後者は市場経済の完全競争メカニズムの性質を強化する事が期待される。標準的な新古典派経済学においては、いずれも社会全体の経済厚生を改善させる契機として理解される。しかしこれらが同時に、格差の拡大や貧困化といった現象を生み出す傾向を孕む可能性についての理論的解明に関しては、少なくとも新古典派の典型的なミクロ経済理論のテキストにおいては見出す事が出来ないと思われる。もちろん、厚生経済学の諸研究において、不平等

<sup>7</sup> 秘書、通訳、ソフト開発など13業種のみに限定された。

<sup>8</sup> 派遣労働の規制緩和化は日本やアングロ・サクソン諸国だけの現象であるのみならず、大陸欧州諸国などでも程度の差はあれ、同様の傾向にある。『白書』(2007)の3章2節を参照の事。

指標や貧困指標等に関する多くの成果を見出す事ができるし、他方、市場における資源配分機能を配分効率性の観点のみならず、衡平性の観点から評価する為の基礎研究である「衡平配分理論」に関する多くの成果を見出す事もできる。しかしこれらの諸研究は、「市場経済において格差の拡大や貧困化といった諸問題を生成させる原理的メカニズムは存在するのか？そして存在するとすれば、それはいかなる性質のメカニズムなのか？」等々の問いに対する解答を与える為のものではない。

その種の問いに対する、新古典派経済学におけるおそらく一つの典型的な議論は、時間選好率の個人間の違いによって、動学的市場経済下での所得格差の拡大や再生産を説明する事であろう。<sup>9</sup> しかし Blanchard and Fisher (1989, section 2.5)も批判しているが、この種の議論が上記の我々の問いへの満足すべき解答になるとは思われない。この種の議論は結局、所得や富の格差が生じ、そしてある個人が他の個人よりも貧しい生活しか出来ないのは、市場経済が内包する何らかのメカニズムの存在故というよりはむしろ、その個人が辛抱強くない性格の持ち主である　その個人の時間選好率が高い　からだ、という個人の「自己責任論」として解釈されかねないだろう。私自身はむしろ、時間選好率の違いというような、個々人の主観的特性にメカニズムの根幹を見出すアプローチよりも、社会の客観的かつ構造的特性にメカニズムの根幹を見出すアプローチで可能性を探求する事に、より関心がある。そして、その種の後者のアプローチの一つとして、カール・マルクスの労働搾取理論を無視することは出来ないであろう。

市場経済がその原理的特性として、経済的資源配分の効率性を達成する機能をメカニズムとして有する事を、新古典派経済学の市場理論が明らかにしてきたのに対し、マルクスの経済理論は、市場経済ないしは資本主義経済が、その原理的特性として、社会の資本家階級と労働者階級への分解とその再生産、そして資本家階級における富の蓄積に対する労働者階級における貧困の蓄積という「格差社会」化という傾向を生み出すメカニズムを孕んでいる事を説明しようとする試みであった。そして、このようなメカニズムの根幹として措定された概念が、**労働搾取(exploitation of labor)**であった。すなわち、労働者たちが懸命に働き続けても貧しい状態のまま留まりがち傾向にあるのに対して、彼等の雇用主たる資本家はますます富を蓄積し、それによって事業の拡大も可能になる、そしてそれがさらなる富の蓄積を可能にするという、正のスパイラルに上手く乗ることができている。この違いがなぜ生じるかの説明としてマルクスが与えたのが、資本家の富の蓄積を可能にする彼の十分に高い事業収益(=利潤収入)は、彼の雇用する労働者たちが働き、生み出したものの一部の「掠め取り」(=搾取)によって得られたものである、という議論であった。すなわち、労働者たちは彼等が働いて生み出した価値に相当する収入を賃金として受け取ってはならず、その価値の一部は資本家の利潤収入になっている。従って労働者は働

<sup>9</sup> Becker (1980)の議論がその典型例であろう。すなわち、各個人は各時点において非負の資産を所有していなければならないという仮定の下、動学的市場経済モデルの定常均衡では、利率(=物的資本財のレンタル価格)は最も時間選好率の低い個人(=最も辛抱強い個人)に等しくなる。その結果、最も時間選好率の低い個人が物的資本財の全てを独占し、そして他の家計はその労働所得に等しいだけの消費を行うという結果が得られる、とする議論である。

いても、働いても貧しいままであるのに対して、資本家は労働者たちの生産した価値の一部を彼自身の富として掠め取る事(=搾取)によって、事業をすればするほど富を蓄積出来るのである、と。<sup>10</sup>

このように、資本家階級による労働者階級の労働成果の搾取のメカニズムこそが資本主義経済システムの隠れた本質的特徴であり、このメカニズムの存在ゆえに、資本蓄積過程において、資本家階級における富の蓄積に対する労働者階級における貧困の蓄積という「格差社会」化傾向が見出される事を、マルクスは説明したのである。この議論は、それが理論的に成功しているか否かは別としても、市場経済における貧富の格差化傾向(一方における富の蓄積、他方における貧困の蓄積)を生み出すメカニズムを、当時の標準的経済理論であった古典派経済学を乗り越えて、体系的・理論的に解明する試みであったと言える。さらに、そのメカニズムが労働成果の掠め取り(=搾取)のメカニズムである、と「暴露」した事によって、資本主義経済システムへの体制批判的理論として受け止められ、以後の人類の近代史、及び現代史において長きに渡って強い影響を与え続けてきたのである。

しかしながら、今日において、とりわけここ 10 数年の間で、上記のようなマルクス主義的労働搾取論は、すっかり過去の産物として位置づけられ、現代の社会科学への理論的影響力も殆ど無くなったかのように受け止められるに至った。その理由の一つは、90年代初頭におけるソ連・東欧型社会主義システムの崩壊にある。マルクス主義の理論によれば、資本主義的な労働搾取から人類を解放する事によって導かれるより高次の社会経済システムこそ、社会主義システムであった。従って、資本主義経済システムの下での労働搾取によって不遇な立場にある人々は、「社会主義の失敗」という事実を突きつけられる事によって、いわば未来への展望を失った事を意味する。資本主義経済システムの下での労働搾取のメカニズムが存在していると仮定されるとき、その搾取のメカニズムを超克する事によって人類の福祉がより改善されるという展望がないという事になれば、人々は体制批判と体制変革に情熱を注ぐ事よりも、既存の体制を必要悪として受容した上で、自分自身が搾取される不遇な立場に陥らないように上手く立ち回る事に、よりエネルギーを注ぐ様になるかもしれない。しかし、これらの事は依然として、学問の領域において、資本主義経済システムの実証的理論としてのマルクス主義的労働搾取論そのものの意義を喪失させるものではない。

他方、理由の第二は、マルクス主義的社会科学の学問的権威を喪失させる事に関わる。すなわち、1970代における「マルクス・ルネッサンス」の影響下で、現代的な数理的分析手法を用いて、マルクスの経済理論を再構成する研究が活性化した。しかしそれらの研究成果は基本的に、古典的なマルクス主義の経済学体系の理論的土台の堅固性に疑問符を突きつける効果を持ってきたのである。より具体的には、例えば、古典的なマルクス主義の経済理論はいわゆる投下労働価値説(labor theory of value)を理論的土台として構築さ

<sup>10</sup> K. マルクス『資本論I』の「第3編 絶対的剰余価値の生産」及び「第7編 資本の蓄積過程」において、この種の議論を厳密な概念規定の下で展開している。また、より入門的解説書として、K. マルクス『賃労働と資本』を挙げる事ができよう。

れたものであるが、この投下労働価値説の理論的頑健性に重大な問題があることが次第に明らかにされてきたのである。マルクスの労働搾取論もまた、投下労働価値説を理論的土台として構築されたもの故、投下労働価値説への批判は、労働搾取論の学問的影響力低下へと波及する効果があった。数理的マルクス経済学のフロンティアにおいては、森嶋通夫の研究等、すでに伝統的な投下労働価値説を事実上放棄した上で、労働搾取論を現代経済学のフレームワークの中で位置づけようとする研究がなされてきているのであるが、いずれにせよ、マルクスの『資本論』の精密な読み込みによって、理論的に堅固でかつ、現代でも十分通用可能な経済学の知識を修得できる、という判断を前提とする伝統的なマルクス主義社会科学の学問的方法は説得力を失ってきた事は間違いない。

私自身は本書において、伝統的なマルクス主義の理論体系を擁護する事を目論むものではない。経済学の方法論としても、伝統的なマルクス主義の方法論には依拠せず、むしろ、現代の新古典派経済学の方法論に立脚して議論を進める事になる。にも拘らず、他方で、私はマルクスが提起した労働搾取概念は、私が先に提示した問題 市場経済において格差の拡大や貧困化といった諸問題を生成させる原理的メカニズムは存在するのか、それはいかなる性質のメカニズムなのか に取り組む上で、依然として一定の意義があると考えている。すなわち、労働搾取概念を媒介にして、市場経済における格差の拡大や貧困化を生成させる原理的メカニズムの理論的研究を進行させる可能性を探ってみたいと考えているのである。こうした問題提起自体を意義付ける例証としては、現代の先進欧米諸国で共通して、所得格差の拡大や貧困及び社会的剥奪(social deprivation)の問題が指摘されている事が挙げられよう。しかし、本章の前節での議論からの印象として、こうした問題はIT化とグローバル化の下での非正規雇用の拡大という、21世紀の現代資本主義に固有な諸特徴に起因するものであり、市場経済のそもそもの原理的特性として格差や貧困化のメカニズムを探るという私の問題提起は、抽象的過ぎるという印象を持つ人もいるかもしれない。

それに関しては、再び数量社会学の分野での最新の研究成果について言及しておきたい。例えば、橋本健二は橋本(2008)において、社会階層分類による研究に対する、**階級概念**の有効性を強調しており、「格差社会」の理解にはより抽象的な階級概念的アプローチが不可欠である、と主張している。社会学における、個人と全体社会をつなぐ中間的なレベルの分析の為の基礎単位として、階級は一般的に、生産手段をはじめとする経済的な資源の保有状況によって定義され、他方、非経済的な資源、たとえば威信や権力、情報などの保有状況を含めて定義されるのが、社会階層である、と橋本(2008)は概念整理を行っている。さらに、現代資本主義社会の階級構造を資本家階級・新中間階級・労働者階級・旧中間階級の4階級からなるものとして定式化している。その定式に基づき、就業構造基本調査個票データ及びSSM調査データを用いた実証分析の結果として、階級所属は収入に対して大きな影響を及ぼしており、収入を決定する基本的な要因である事、また各階級は異なるメカニズムによって収入を決定させている事、階級間の経済格差は拡大しており、経済

格差全体における階級間格差の重要性が増大している事、さらに貧困率には階級によって大きな差があり、またこの差は拡大傾向にある事、最後に、階級に関する世代間移動は固定化の傾向にある事、等々が論じられる。この橋本(2008)の議論を踏まえれば、資本主義経済において階級構造が存在する限り、その様な経済システムは経済格差を再生産する契機を内包しているという認識が有り得るであろう。そして、私の労働搾取概念への拘泥は、例えば Roemer (1982)におけるジョン・E・ローマーのような、労働搾取概念を通じて資本主義経済における階級構造の再生産の原理的メカニズムを明らかにしようという、数理的マルクス経済学における先行研究を踏まえたものなのである。

しかしながら、私がマルクスの労働搾取概念を評価する論拠は、従来の伝統的マルクス主義の議論とも、また、置塩信雄や森嶋通夫等の数理的マルクス経済学研究における搾取論の意義付けとも、違ったものである。端的に言えば、これらの議論においては、労働搾取概念は資本主義経済における資本蓄積のメカニズムを説明する上で重要であるが故に意義付けられてきた。すなわち、**資本主義的蓄積過程の動態的把握の契機としての搾取論**である。この立場からは、例えば、正の労働搾取率、正の利潤率、及び正の資本蓄積率、以上3つの指標の同値的關係という含意を持つ森嶋の「**一般化されたマルクスの基本定理**」(GFMT)などは、重視してしかるべき経済学の基本定理となろう。他方、私は**労働搾取概念を媒介にして、資本主義経済システムの厚生的特徴を明らかにする事**により関心がある。市場経済における格差拡大や貧困化を生成させる原理的メカニズムの探求は、それによって、市場経済の厚生的特性を、配分効率性(=パレート効率性)以外の観点から明らかに出来ないか、と思うが故である。すなわち、パレート効率性概念を媒介に導出された所謂「**厚生経済学の基本定理**」以外に、市場経済の資源配分機能に関する厚生的特性についての「**基本定理**」と呼ぶべき価値ある定理を、労働搾取概念を媒介にして導き得ないだろうか、という問題意識である。

このような私の問題意識は、労働搾取概念を、市場経済メカニズムの規範的評価の為の一つの価値判断指標として再解釈する事を前提にしている。カール・マルクス自身が搾取概念を、このような規範的判断基準の観点から意義づけしていなかったであろう事は、確かである。しかし言うまでもなく、マルクス自身がどう考えていたかという解釈問題は、私の動機付けを正当化する上では大して重要な論点ではない。その事とは別に、マルクスが定義した労働搾取概念を、規範的判断基準の観点から意義付ける少なくとも3つのアプローチが存在し得る事について 詳細な議論は本書の7章で展開するが ここで簡単に言及しておきたい。

第1のアプローチは、「**自己所有権**」(self ownership)の侵害としての搾取論アプローチである。これは伝統的マルクス主義の理解と親和的なものであり、遡れば、ロック主義的自己所有権思想に基づくとも言える。自己所有権とは、すべての個人は自分の身体の所有者であり、他者を傷つける事がない限り、自分自身の利益の為にいかようにも己の身体を利用することができるというものである。さらに、無所有の外的資源に、己の労働を

投入することによって得られる産出物は、己の身体と不可分であるが故に専有権をもつのであり、その産出物への処分権を否定する事は己の身体への自由権を否定する事になるという含意を持つ。それ故に、政府による何らかの所得再配分政策は、個人の己の身体の処分権を否定するものであるが故に受け入れがたいとされる。しかしながら、この外的資源の専有権については、以下のような「ロックの但し書き」条件による制約を課せられるものとされる。すなわち、ある個人が外的資源の一部を専有する権原を有するのは、その資源が誰の所有物でもなく、かつ、彼がそれを専有する事によっても他者が利用する事のできる十分に豊富な資源が残されている場合にのみである、という条件である。

「ロックの但し書き」条件は、規模に対する収穫一定な経済環境ではほぼ自動的に満たされる。従って、以下の議論では規模に対する収穫一定な経済環境を想定して、「ロックの但し書き」条件の制約から自由に議論しよう。さて、ロック主義的自己所有権思想は、一方では上述のように所得再配分政策を批判する規範的根拠を与えるものと解釈可能である。他方、それはまた、労働搾取の不正性を根拠付けるものとも解釈可能である。なぜならば、ロック主義的自己所有権思想に基づけば、己の労働を投入する事によって得られる産出物は全て己の専有権が確立すべきであるが、労働搾取の存在とは、己の労働投入の産出物の一部に対して資本家の専有権が確立する事を意味するからである。かくして、ロック主義的自己所有権思想に基づけば、資本主義経済システムが労働搾取を不可避に再生産する限り、そのようなシステムは批判されるべきである。他方で、私的所有制度に立脚した資本主義経済システムの枠内において所得再配分制度を導入する事もまた、批判されるべきという結論になろう。こうした帰結は、伝統的なマルクス主義の議論と確かに親和的である。

第二のアプローチは、「物的資本財への不平等的アクセス」としての搾取論アプローチである。これはジョン・E・ローマーが Roemer (1982)で提示した**所有関係的な搾取論**であり、物的資本財の共同所有的な仮説的社会状態と現実の私的所有資本主義社会とでの個々人の享受する厚生水準を比較する事によって、搾取関係を定義するアプローチである。すなわち、このアプローチでは、いわば全ての個人が物的資本財の利用に関するアクセスにおいて均等な権利を持つ、従って、全ての個人が均等な資本利潤への請求権を持つような経済を仮説的に想定し、その仮説的設定下での個人の収入が、資本利潤への請求権が不均等である現実の通常資本主義経済の下でのこの個人の収入に比して高いとき、その個人は被搾取者であると同定される。このような定式化は、全ての個人が物的資本財の利用に関するアクセスにおいて均等な権利を持つ所有関係的社会こそが、マルクス主義の展望する資本主義社会への規範的オルタナティブである、というローマー自身のマルクス主義理解を反映するものである。

第三のアプローチは、本書での私自身の労働搾取概念の意義付けであって、己の目的とする人生を自由に追及する活動の実質的機會(=福祉的自由(well-being freedom))に関する不正としての労働搾取の解釈論である。福祉的自由の実質的機會という視点は、



ジョン・ロールズ[Rawls (1970)]やアマルティア・セン[Sen (1980, 1985)]の規範理論・正義論に依拠する論点である。

ロールズは Rawls (1970)において、合理性(the Rational)と公正性(the Reasonable)という2つの道徳的能力をもとに、自己の多元的な目的を設定し、追求し、改訂する点において、自由で平等である「市民」を理論的前提とした。基本的自由の平等、教育・就業の実質的機会の均等、経済的基本財の公正な格差的配分を内容とする、ロールズの「正義の二原理」は、市民的特性を形成し維持する上で必要不可欠な社会的基本財(自由、機会、所得と富、自尊の社会的基盤など)の配分方法を定める基本原理であり、社会の基礎構造、すなわち、諸社会システムの体系を規定するものとして構想されている。他方、より具体的な経済的資源配分問題の論脈で配分ルールを考案する際には、ロールズの理論的前提となっていた市民概念を基盤としつつも、その概念を多様な資質や能力、経済活動の選択によって特徴づけられる個人の概念へと拡張し、その上で、「正義の二原理」を満たす様な望ましい配分ルールを探求する必要がある。その際に手がかりとなるのが、センの潜在能力理論[Sen (1980, 1985a,b)]である。センの潜在能力理論とは、資源を利用する個人的資質の多様性と社会的に配分された資源との関係を内在的に捉える「機能」(functioning)概念を用いて、個々人の客観的かつ個別多様な境遇を評価する途を開くものであった。センは、ある資源利用能力とある資源配分の下で達成可能となる機能の集合を「潜在能力」(capability)と定義し、この概念を用いて個々人の福祉的自由を定義した。すなわち、福祉的自由は、個々人が自己の活動を選択する際の実質的な機会の豊かさを表す、個人間比較可能な指標とされたのである。<sup>11</sup>

ところで第7章で詳述するように、カール・マルクスは、生きていく為に不可欠な所得を稼ぐ為の**必要労働時間**から解放された**自由時間**こそが、人間にとっての創造的生の実現の源泉である、と考えていた。このような見解は、センの福祉的自由論とも密接に関連しよう。すなわち、マルクスの言う自由時間とは、己の目的とする人生を自由に追及する為に不可欠な非物的資源である。全ての個人にとって、1日に利用可能な時間は等しく24時間と限られており、その全てを生存の為に必要労働と労働力の再生産に不可欠な睡眠・食事・排便等の時間で占められてしまったら、自由な自己実現の為に利用すべき時間は存在しない。その意味で、マルクスの自由時間とはセン流の機能の達成や潜在能力集合の保証にとっての不可欠な資源でもある。従って、自由時間をロールズの意味での、社会的基本財の一構成成分と位置づける事も可能だろう。<sup>12</sup>

労働搾取の存在とは、上記の意味で重要な自由時間の人々への配分に関して不公正が存在する事を意味する。同じ所得を得る為に、ある個人はより多くの労働時間の提供が必要(したがって自由時間が少ない)であるのに対し、別の個人はより少ない労働時間の提供で十分(したがって自由時間が多し)という事態の生成が、労働搾取の存在の意味である。

<sup>11</sup> ロールズやセンを含め、経済学の観点から重要と思われる現代の規範理論に関するサーベイ論文としては、鈴木・吉原(2000)及び、吉原(2003, 2006, 2006a)を参照の事。

<sup>12</sup> ロールズ自身、余暇時間を基本財の指数に含める可能性を認めている。Rawls (2001, section 53)を参照の事。

したがって、労働搾取の存在は、こうした自由時間の不均等な配分を通じて、潜在能力の不均等な配分をもたらす。それは、己の目的とする人生を自由に追及する活動の実質的機會に関して、不平等があることを意味しよう。この立場から解釈すると、市場経済の資源配分メカニズムとしての機能に関する厚生的特徴を、労働搾取概念を媒介にして分析する事の意義とは、福祉的自由への実質的機會を公正に保証するメカニズムが内包されているのか、それとも不公正にしか保証しないメカニズムが内包されているのか、という観点から資本主義経済システムを評価できるという事に他ならず、そのような厚生理論は少なくとも既存の標準的な厚生経済学においては存在しないという点にある。

### 1.3. 本書における方法論と各章の構成について

前節の議論より明らかなように、本書はマルクスが提起した労働搾取概念について論ずる。その意味において、本書はマルクス経済学における理論研究として位置づけられる側面がある。しかしながら、本書はマルクス自身がその著書『資本論』等で展開した労働搾取理論の妥当性を検討する事を目的とするものではなく、上述のように、労働搾取概念を市場経済の厚生理論分析の観点から検討する事を主要な目的としている。その意味では本書はむしろ、厚生経済学における理論研究として位置づける事こそがより適切に思われる。方法論的にも、本書の2章以下の理論分析は一貫して、標準的な新古典派ミクロ経済学における一般均衡理論のフレームワークの下で、展開されている。従って、置塩信雄や森嶋通夫と同様に「マルクス経済学への数理的アプローチ」(=数理的マルクス経済学)を採用しているのみならず、従来の新古典派経済学における一般均衡理論においては採用されてこなかった、労働搾取という厚生概念を用いた市場経済の一般均衡分析を行っているものと解釈可能なモデル設定をしている。すなわち、そこで提示されるモデルは、新古典派が通常想定するような、完全競争市場的モデルであって、かつ均衡論的アプローチ<sup>13</sup>が採用され、標準的なワルラス的競争均衡解のあるリファインメントを、本書で一貫して取り扱う分析対象である均衡概念として、採用する。

<sup>13</sup> この点において、本書の方法論はジョン・ローマーの Roemer (1981, 1982)における方法論と同じ立場にある。また、Morishima (1960, 1973, 1974)等で、マルクスの経済理論を「マルクス = ノイマンモデル」によって一般均衡論的に解釈してみせた森嶋通夫とも共有する方法論的立場にあるとも言えよう。但し、2章で詳述するように、森嶋が定義し依拠した均衡概念と、ローマーや本書が採用する均衡概念とは有意な違いがある。後者の均衡概念は新古典派のワルラス的競争均衡解のリファインメントとして解釈可能であるが、前者の均衡概念をそのように解釈する事はできない。他方、置塩信雄の経済学体系は、本書とは異なり、均衡論的アプローチとして解釈する事は適切ではないだろう。置塩においては、資本主義経済の理解に際して、いわゆる「マルクスの基本定理」(FMT)を位置づける為には、一般均衡論的アプローチは適切ではないと理解されよう。すなわち、置塩(1977, 第3章, 3節, pp. 134-136)でも言及されていたように、実質賃金の決定論が論じられる景気循環論を媒介しなくては、FMTの本当の意味での証明は完結したとは言えないと、解釈される。置塩の経済学は、そこから不均衡累積過程論へ発展していくのであり、そこには資本主義の成長経路の不安定性についての関心がある。置塩のこの論点は全く妥当であると思うが、にも拘らず、本書において我々は、狭義の一般均衡分析の枠組みでの議論に留まる。なぜならば本書の主要な関心は、資本主義的蓄積過程の動態的把握の契機として労働搾取を捉える(すなわち、剰余価値生産の理論としての搾取論)事ではなく、搾取の存在が導く実質的機會の不平等問題などのように、資本主義経済システムの厚生的特性を議論する事である。置塩と本書とは、研究対象なり研究目的が違うのである。FMTの議論は実質賃金決定論の媒介によって閉じられるという見解に関しても全く同意するが、実質賃金決定論の展開は、色々な方向に開かれていると言わなければならない。その意味で、特に置塩風に不均衡累積過程論へと展開して行かなければならない、という理屈に必ずしもなとも思われぬ。本書の第6章では、効率賃金理論風に「実質賃金率の決定 = 労働強度水準の決定プロセス」と見なして、その決定を非自発的失業の伴う市場均衡として把握するアプローチを展開しているが、そうしたアプローチもそれはそれで意味があろう。

また、本書では一貫して、正の利潤率の伴う市場均衡の特徴づけを労働搾取概念の採用によって展開するが、なぜ(規模に関する収穫一定の生産技術体系でモデル化されている)資本主義経済システムにおいて正の利潤率が生成するかの、そのメカニズム分析は論じていない。しかしながら、少なくとも伝統的なマルクス経済学における解釈論、すなわち労働力商品の使用価値であるところの価値生成機能ゆえに、資本は労働力を可変資本として包摂する事によって、正の剰余価値の物象化された形態であるところの正の利潤を生成する、という類いの神秘的な解釈論は採用しない。正の利潤率の伴う市場均衡が成立する背景として、生産を瞬間的な投入 産出過程として定義する新古典派の標準的な完全競争市場モデルとは異なり、生産には時間が要する状況を想定し、従って各生産期間における物的資本の総賦存量の潜在的総労働供給量に比しての相対的稀少性という状況が存在するが故に、新古典派理論において資本貸借市場の価格として正の利子率が成立する事とアナログ的に、資本貸借市場の存在を想定しないにも拘らず、正の利潤率が市場均衡において成立すると解釈する。しかしながら、なぜに物的資本の総賦存量の潜在的総労働供給量に比しての相対的稀少性が成立するかについての理論分析<sup>14</sup>は、本書の課題を越えて本格的な資本蓄積論の展開を必要とするが故に、本書では展開しない。

また、以下では本書の第2章から第7章2節まで、一貫して同質労働(Homogenous Labor)かつ労働能力やスキルの個人間格差の無い経済モデルを想定して議論を進める。また、余暇と所得に関する選好(効用関数)の個人間の違いが存在しない経済モデルを一貫して想定する。そのような経済環境の想定は、マルクスが分析対象とした19世紀の自由競争的資本主義時代の経済モデルとしては「様式化された事実」として正当化可能であるが、1990年代以降の現代的な市場経済を想定する場合には、当面の分析目的にとっての適切なモデルの単純化作業の結果として解釈可能な、何らかの正当化のストーリーが必要であろう。

第一に、同質労働モデルの想定についてであるが、数理的マルクス経済学のこれまでの成果の中には、Krause (1982)や Fujimori (1982)のように、異質労働モデルを明示的に導入し、そのモデルの下での労働価値説の妥当性や「マルクスの基本定理」の拡張可能性について、体系的に論じた研究も存在している。これらの研究は、マルクスが『資本論I』で言及した「複雑労働の単純労働への還元」論を参照しつつ、市場価格の情報に独立的に労働価値の単位を確定する為に不可欠な「還元率」(reduction rate)の決定メカニズムのモデル化に心血を注いでいる。そのような「還元率」の決定プロセスは市場価格の情報とは独立的事である事が要請されており<sup>15</sup>、そしてそれであるが故に、複雑なモデル化が必要となってくるのである。換言すれば、これらの諸研究は、「労働価値の市場価格に対する論理的先行性」

<sup>14</sup> この課題は前注でも論及された、実質賃金決定論の問題でもある。この問題についての数理的マルクス経済学における古典的成果の一つとして、置塩(1965, 第4章)がある。

<sup>15</sup> もし市場価格の情報に依存的でよいならば話は簡単で、複雑労働の単純労働への還元率はそれぞれの労働の賃金率の違いに基づいて定義する事ができる。しかしその場合には、有名なヴェーム・ヴァヴェルクによるマルクス派労働価値理論への「循環論」批判が適用されてしまう。ヴァヴェルクのマルクス批判を克服する為には、価格情報抜きに還元率が決定できなければならないのである。尚、ヴァヴェルクのマルクス批判とそれに対するヒルファディングの反論についてのコンパクトな紹介が、Fujimori (1982, chapter V, section 2, pp. 75-78)で与えられている。

というマルクス主義の伝統的公理の前提の下で投下労働価値説を基本的に擁護する為には、必要となっていた課題であった。他方、本書では、第7章の7.1節及び7.2節で論じられるように、たとえ同質労働かつスキルの個人間格差の無い経済環境を想定したとしても、労働搾取概念の資本主義的市場均衡の厚生的特徴分析にとっての有効性を維持する為には、「労働価値の価格に対する論理的先行性」という公理を放棄せざるを得ない事を、論証する事になる。<sup>16</sup> 本書のこの目的の下では、従って、異質労働モデルをあえて導入する積極的理由は存在しない。なぜならば、同質労働モデルであっても、もはや「労働価値の価格に対する論理的先行性」は維持されるべきではないからである。

第二に、「労働価値の価格に対する論理的先行性」に拘泥するのでなければ、異質労働や労働スキルの個人間格差がある経済環境の下で、置塩・森嶋流の伝統的なマルクス主義的搾取の定式に基づきながら、労働搾取の定式を拡張する事自体はそれほど困難な話ではなく、実際、Roemer (1982, chapter 6)ではそのような作業が行われている。しかしながらそのような定式化は、資本主義経済システム批判の為に不可欠な労働搾取概念の規範的含意自体を弱体化させる とりわけ自己所有権的な労働搾取論アプローチの場合 事について、本書の7.3節で論ずる事になる。本書の最終的な到達点は、労働スキルの個人間格差がある経済環境の下で、労働搾取概念の資本主義経済システム批判の為に規範的含意を維持する為には、従来の数理的マルクス経済学における労働搾取の定式を放棄しなければならない事を論証し、かつ、新たな代替的定式化の展望を語る事にある。しかしながら、他方、労働スキルの個人間格差が無い経済環境の下であっても、労働搾取概念の資本主義経済システム批判の為に規範的含意を維持する為には、従来の数理的マルクス経済学における労働搾取の定式を放棄しなければならない事が、実は論証される。本書の主要な分析的作業はこの問題の論証に宛てられており、それ故に、本書では、同質労働であって個人間のスキル格差の無い経済環境でのモデルのみを前提する事で十分なのである。

第三に、余暇と所得に関する選好(効用関数)の個人間の違いが存在する経済モデルの下での労働搾取の議論をしている数理的マルクス経済学における研究として、荻沼(1988)が存在する。荻沼(1988)は、本書の第5章で検討する「搾取と階級の一般理論」が、上記のような経済モデルの下ではもはや一般に成立しない事を論証している。しかしそのような不可能性命題を導く為には、Roemer(1982, chapter 4, section 5)でも指摘されている様に、実は余暇と所得に関する選好(効用関数)の個人間の違いが存在する経済モデルを改めて明示的に導入しなくても、その不可能性の帰結は、個人間での労働賦存量が異なる経済モデルのケースとほぼ同様に、生じる事を確認できる。そして、余暇と所得に関する選好(効用関

---

<sup>16</sup> 森嶋通夫はMorishima (1973)において、すでに労働価値説の放棄を提案しているが、その意味は、市場における交換価値論としての労働価値説の放棄であった。他方、労働搾取概念の定式の為に必要な概念としての労働価値については、Morishima (1974)やMorishima & Catephores (1978)からも伺える様に、市場価格からの論理的独立性を要請し続けたと言えよう。他方、労働搾取概念の定式の為に必要な概念としての労働価値についても、「労働価値の価格からの独立性」公理を放棄すべき事を最初に提唱したのは、Roemer (1982, chapter 5)であった。しかし、その論拠についてのRoemer (1982, chapter 5)における議論には間違いがあり、対して本書は、その間違いを訂正した上で、Roemer (1982, chapter 5)の主張の妥当性を厳密に論証しているのである。

数)の個人間の違いが無く、しかしながら労働賦存量の違いがある経済モデルの下での分析の方が、取り扱いがしやすい。そしてそのようなモデルとは、実は上述の労働スキルの個人間格差があるモデルと事実上、同じである。そしてその様なモデルを本書では明示的に分析しない理由については、すでに上述した通りである。さらに言えば、余暇と所得に関する選好(効用関数)の個人間の違いが無い場合であっても、「搾取と階級の一般理論」が一般には成り立たない状況がある。それについては本書の 5.7 節で検討しており、不可能性命題としてはそれで十分なのである。

以上、論じてきたように、本書では同質労働かつスキルの個人間格差の無い経済環境のモデル分析に話を限定しつつ、労働搾取概念の資本主義経済システム批判の為の規範的含意を維持する為には、従来の数理的マルクス経済学における労働搾取の定式を放棄しなければならない事を、主に論証していく。第一に、従来の数理的マルクス経済学における労働搾取の定式とは、置塩(1965, 1977)、Morishima (1973)で与えられていたそれであり、さらに結合生産の存在する経済モデルにおけるその定式の拡張としての、Morishima (1974)の定式である。置塩(1965, 1977)や Morishima (1973)での定式は、マルクス自身が『資本論 I』で与えていた搾取の定式に極めて忠実であるので、本書における論証はマルクス自身の労働搾取の定式の放棄の必要性をも含意している。第二に、労働搾取概念の資本主義経済システム批判の為の規範的含意を与える議論として、従来の数理的マルクス経済学において提示されてきた定理としては、いわゆる「マルクスの基本定理」(FMT)及び、Roemer (1982)で議論された「階級-搾取対応原理」(CECP)が存在する。本書では、FMT、CECP いずれとも、前提する経済モデルを単純なレオンチェフ型生産経済モデルとして考える限りにおいては、頑健でありかつ、とりわけ CECP に関しては、資本主義経済システム批判の為の規範的含意を確かに持つ事を、まずは確認する。しかしながら、モデルをより一般化して、一般的凸錘生産経済にまで拡張すると、FMT、CECP いずれとも、従来の労働搾取の定式に基づく限り、もはや成立しなくなる事を論証する。その上で、置塩(1965, 1977)、Morishima (1973)や Morishima (1974)とも異なる 2 つの代替的な労働搾取の定式を提示する。そしてこれらの代替的定式の下では、FMT、CECP いずれとも、一般的凸錘生産経済モデルの下であっても、頑健である事を論証する。すなわち、これらの代替的定式の下では、FMT や CECP が与えてきた、労働搾取概念の資本主義経済システム批判の為の規範的含意は維持されるのである。しかしながら、これらの代替的定式は、マルクス主義の伝統的な公理であった「労働価値の価格に対する論理的独立性」という条件を放棄する事によって得られた定式である事が説明される。この帰結に基づいて、労働搾取概念の資本主義経済システム批判の為の規範的含意と、「労働価値の価格に対する論理的独立性」条件との間で、トレード・オフの関係が実は存在しており、前者を維持する為には後者を放棄するしかない事が論証されるのである。以上が本書の主要なシナリオである。

以下、第 2 章では、本書で一貫して採用される市場均衡概念である再生産可能解(reproducible solution)について、その存在証明と配分効率性の観点からの特徴づけが与え

られる。再生産可能解はワルラス的完全競争解のリファインメントとしての性質を持っているが、他方、従来の数理的マルクス経済学において伝統的に採用されてきた均衡概念であるフォン・ノイマンの**均斉成長解**(balanced growth solution)はそのような位置づけは出来ない事が論証される。その上で、資本主義経済における市場均衡概念として、本書の以降の議論において、均斉成長解ではなく再生産可能解を採用すべき積極的理由について説明される。

第3章では、従来の数理的マルクス経済学における伝統的な基本モデルであるところの単純なレオンチェフ経済モデルの想定の下で、いわゆる投下労働価値説とFMTについての概説を与える。とりわけ、投下労働価値説がいかなる意味で極めて限定的で不適切な議論であるかを、数理的マルクス経済学において議論されてきた「**労働価値の生産価格への転化論**」に関する研究成果を検討することを通じて、明らかにしていく。他方、FMTについては、それを古典的なマルクス主義の主張であるところの、「資本主義経済における正の利潤の唯一の源泉としての労働搾取」論の論証定理として解釈する事の、不可能性について論ずる。FMTをさらに一般化した定理である、「**一般化された商品搾取定理**」(GCET)の成立が、FMTによる「労働搾取 = 利潤の唯一の源泉」論的解釈の不可能性成立の上で決定的であることが明らかにされる。

第4章では、一般的凸錘生産経済モデルにモデルを拡張した上で、引き続きFMTについて、その頑健性を、検証する。ここでは、Morishima (1974)における労働搾取の定式に基づいて、均斉成長解の特徴づけを与える「**一般化されたマルクスの基本定理**」(GFMT)が成立する事をまず確認するが、他方、均衡概念を均斉成長解ではなく再生産可能解として考察するならば、Morishima (1974)における労働搾取の定式の下では、もはやFMTが一般に成立しない事が論証される。また、均斉成長解の採用の下であっても、消費財への選好が労働者個人間で異なり得る状況を想定するや否や、FMTが一般には成立しなくなる事が論証される。他方で、上述した、価格情報依存的な新しい二つの労働搾取の定式の場合には、いずれの定式の下であっても、FMTの成立が論証される。

第5章は、CECPについての議論を、単純なレオンチェフ経済モデル、一般的凸錘生産経済モデル、そして余暇と所得に関する同一の選好(効用関数)を全ての個人が持つような単純なレオンチェフ経済モデル、それぞれの下で行う。特に一般的凸錘生産経済モデルの下では、FMTの場合の分析結果と平行に、Morishima (1974)における労働搾取の定式に基づく限り、再生産可能解の特徴づけとしてCECPが成立しない事が論証される。同時に、上述した、価格情報依存的な新しい二つの労働搾取の定式の場合には、いずれの定式の下であっても、CECPの成立が論証される。

第6章は、余暇と所得に関する同一の選好(効用関数)を全ての個人が持つような単純なレオンチェフ経済モデルであって、かつ、労働市場が新古典派的労働市場ではなく、いわゆる**効率賃金理論**[Akerlof and Yellen (1986); Solow (1979); Shapiro and Stiglitz (1984); Bowles (1985); Bowles and Boyer (1988)]やBowles and Gintis (1988, 1990)などが

論ずる、抗争的交換型労働市場である場合に、CECP の頑健性が維持されるか否かについて分析する。この章は、労働搾取概念と労働支配概念に関する、マルクス主義陣営内における論争を背景に展開される。ポールズ=ギンティスは、労働搾取概念の資本主義経済システム批判の為の規範的含意に関しては相対的に懐疑的な立場にあり、労働搾取よりもむしろ労働支配の問題(=資本主義的生産過程における資本・労働の権力関係)をより重視する立場にある。他方で、数理的マルクス経済学の研究者たちの中であっても、労働搾取概念と労働支配概念の違いについての理解が曖昧な状況もあり、ポールズ=ギンティスの議論は CECP に基づく労働搾取概念の規範的含意を批判する機能を有している。それに対して、6章は労働搾取と労働支配の概念的違いを、それぞれの定式化を通じて明示化し、その上で、資本主義経済システムにおける市場均衡を特徴付ける際に、これら二つの概念がどのように関係付けあうかについて、一つの見解を提示するものである。すなわち、**労働支配の存在**それ自体ではなく**支配の程度**が、市場均衡を正の利潤を伴うものとして特徴付ける上で、より重要であるという立場に基づいた上で、労働支配の程度を定式化した**労働規律度**という概念を提示する。そして労働規律度概念を導入する事によって、いわゆる CECP の議論がどのように豊かに発展可能であるかを提示する。

最後に、以上の議論を踏まえ、第 7 章では、「**労働搾取理論の公理的アプローチ**」という現在進行中の研究プロジェクトについて、その簡単な紹介とその意義について解説する。本書の主要な議論は、従来の数理的マルクス経済学で提示されてきた労働搾取の定式では、資本主義経済システムに関する新たな厚生理論を展開する上で不十分である事を論証する事で尽きている。ではいかなる代替的定式が望ましいかについては、2つの案を提示しているが、この2つの代替的定式の妥当性についての研究は、今後の課題として残されている。この残された課題は、「労働搾取理論の公理的アプローチ」プロジェクトの遂行によって明らかにされる事が期待される。そして、このプロジェクトによって、我々が本章の第 2 節で強調した、労働搾取概念を媒介にして、福祉的自由の実質的機会を公正に保証するメカニズムが内包されているのか、それとも不公正にしか保証しないメカニズムが内包されているのか、という観点から資本主義経済システムを評価する問題についての、より説得的な分析結果を提示する事が可能となるだろう。